

本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請に係る審議（5回目）

1. 日 時

令和元年12月12日（木） 10：30～11：00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 原、大沢

4. 議事概要

- 事案処理職員から本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請についての答申案について説明するとともに、公聴会開催の申請はなかった旨を報告した。
- 11月21日（木）、26日（火）、12月3日（火）及び10日（火）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、航空法第107条の3第3項に規定する混雑空港運航許可の基準に適合しており、許可することが適当であるとともに、前回の答申とは異なり要望事項は不要との結論を得た。
- 答申案については、
 - ① 答申案文中「理由」欄の2. の各空港関係②及び3. における「本件申請」を「本件各申請」に修正するとともに、別表の「エアアジア・ジャパン」の運航開始日を訂正すべきとの問題提起があり、その旨修正することとした。
 - ② また、公聴会開催の申請はなかった旨の文言を記載する必要はないかとの問題提起があったが、前例を踏まえて記載しないこととした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。